

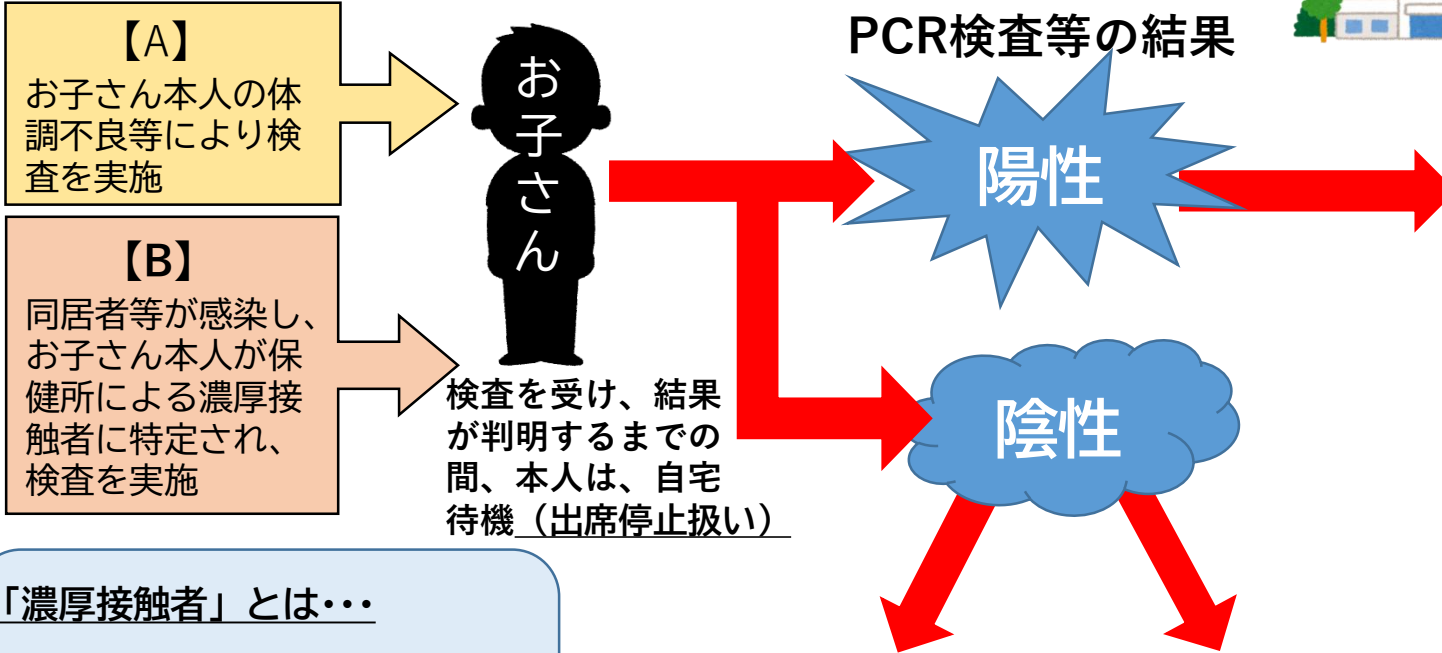
# 新型コロナウイルス感染症における学校や児童生徒・教職員の対応について (2021.6.23)

以下の例は、お子さんが感染の疑いがある場合について、記載したものです。教職員も同様の扱いとなりますので、適宜読み替えてください。



学校

高松市教育委員会

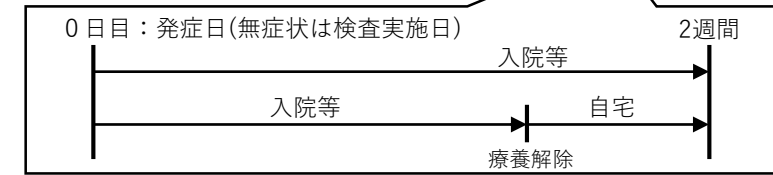


## 【学校の動き】

- ① 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等には、学校の臨時休業（全部又は一部）を行います。（学校保健安全法第20条）
- ② 臨時休業を行った場合、学校の再開は、教育委員会や保健所等と協議し、再開時期の検討を行います。

## 【お子さんの動き】

症状の発症日（無症状の場合は陽性となった検査を実施した日）の翌日から起算して2週間は自宅待機（出席停止扱い）となります。退院・療養解除等で医師等から「登校可能」とされた場合も、2週間経過するまで自宅待機してください。



\*登校開始後も、引き続き、3密を避ける等の感染予防対策を実施し、毎日健康状態を確認してください。

\*この取扱いは、状況変化に応じて、変更することがあります。また、感染者の状況に合わせて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合があります。

☆感染から復帰する方をあたたかく迎えましょう☆

## 「濃厚接触者」とは…

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 手で触れることのできる距離で、マスク等必要な感染予防策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者 等

\* 同居家族は、基本的に「濃厚接触者」となります。

★保健所が調査し、総合的に判断（特定）します。

## 【A】 体調不良等により 検査を受けた場合

濃厚接触者に特定されていないお子さんが、体調不良等により検査を実施し、陰性となった場合は、症状がなくなるまで自宅待機（出席停止扱い）となります。

## 【B】 濃厚接触者として 検査を受けた場合

陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間は自宅待機（出席停止扱い）となります。発病することなく、2週間経過した場合は、登校可能となります。